

令和 2年 3月31日
建住 第 6189 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における届出等の取扱いについて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出等（同法第19条第1項の届出、第20条第2項の通知、附則第3条第2項の届出及び附則第3条第8項の通知のことをいう。以下同じ。）に係る取扱いを下記のように定め、令和2年4月1日から適用する。

なお、平成29年3月30日付け建住第6087号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における届出等の取扱いについて」は廃止する。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第12条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、届出等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）の写しとする。
- 2 施行規則第12条第4項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、施行規則第13条の2第3項の表に掲げる図書以外の図書とする。

以上